

西会津町地域まるごと省エネ計画
【 西会津町地球温暖化対策実行計画(区域施策編) 】

令和3年3月

福島県西会津町

目次

第1章 計画の基本的な考え方	2
第1節 計画策定の背景・意義	2
1. 地球温暖化の現状と影響	2
2. 地球温暖化対策を巡る国際的な動向と国内動向	3
3. 福島県と西会津町の地球温暖化対策	3
第2節 計画の基本的事項	5
1. 計画の定義と位置づけ	5
2. 計画の期間、基準年度と目標年度	5
3. 計画の対象等	5
第2章 区域の現状	6
第1節 区域の環境特性	6
第2節 区域の温室効果ガス排出状況	7
1. 温室効果ガス排出量の現況推計と推計方法	7
2. 区域の温室効果ガス排出量の推移	7
3. 部門別温室効果ガス排出量	8
第3節 区域の温室効果ガス排出量の将来推計	10
1. 将来推計の考え方	10
2. 温室効果ガス排出量の将来推計	10
第3章 計画の目標	11
第1節 区域の目指す将来像	11
第2節 温室効果ガス総排出量削減目標	12
第4章 温室効果ガス削減・抑制のための取組	13
第1節 基本目標	13
第2節 施策と取組	15
1. 町の施策・事業	15
2. 町民・事業者の取組	19
第5章 計画の推進	22
第1節 計画の推進体制	22
第2節 計画の進捗管理	23
資料編	24

第1章 計画の基本的な考え方

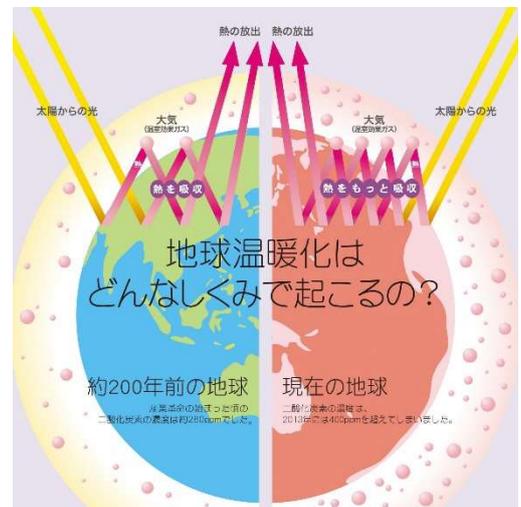
第1節 計画策定の背景・意義

1. 地球温暖化の現状と影響

(1) 地球温暖化と気温の上昇

地球は、太陽からの熱によって温められ、その熱は地表や海で反射して宇宙に放出されています。地球の表面にある窒素や酸素、二酸化炭素などは「温室効果ガス」と呼ばれ、太陽からの熱を吸収し、地表から宇宙への熱の放出を防いで、地球の平均気温を 14℃程度に保つ役割を持っています。この「温室効果ガス」が増えすぎると、宇宙への熱の放出が妨げられ、地球の気温が上昇します。これが「地球温暖化」です。

産業革命以降、石炭や石油などをエネルギー源として大量に使用するようになり、大気中の二酸化炭素の濃度が上昇しています。IPCC「気候変動に関する政府間パネル」の第5次評価報告書（2014年）によると、1880～2012年の間に、世界の平均気温は 0.85℃上昇しています。過去 50年の気温の上昇は、自然の変動ではなく、人類が引き起こしたものと考えられており、2100年末には、1986～2005年の平均と比べて、最小 0.3～1.7℃上昇、最大 4.8℃上昇と予測されています。



【(出典) 温室効果ガスインベントリオフィス
全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.joccca.org/>) より】

(2) 気候変動の影響

IPCC第5次評価報告書では、将来的リスクとして「気候システムに対する危険な人為的干渉」による深刻な影響の可能性が指摘されています。確信度の高い複数の分野や地域に及ぶ主要なリスクとして、右のようなものが挙げられています。

また、環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、気象庁共同により、「気候変動の観測・予測及び影響評価統合レポート 2018～日本の気候変動とその影響」が作成されており、地球温暖化に伴う気候変動の様々な影響が懸念されています。

1 海面上昇 高潮 <small>(沿岸、島しょ)</small>	2 洪水 豪雨 <small>(大都市)</small>	3 インフラ 機能停止 <small>(電気供給、医療などのサービス)</small>
4 熱中症 <small>(死亡、健康被害)</small>	将来の 主要なリスク とは？ 複数の分野地域におよぶ 主要リスク <small>(出典) IPCC第5次評価報告書 WGI</small>	5 食糧不足 <small>(食糧安全保障)</small>
6 水不足 <small>(飲料水、灌漑用水の不足)</small>	7 海洋生態系 損失 <small>(漁業への打撃)</small>	8 陸上生態系 損失 <small>(陸域及び内水の生態系損失)</small>

【(出典) 温室効果ガスインベントリオフィス
全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.joccca.org/>) より】

2. 地球温暖化対策を巡る国際的な動向と国内動向

(1) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

地球の温暖化は、人類の生存基盤に関わる深刻な環境問題の一つであり、その原因とされる温室効果ガスの排出量を抑制することは、世界共通の課題となっています。

地球温暖化対策の国際的な動向としては、2015年（平成27年）12月には、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において「パリ協定」が採択され、世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃未満に抑える目標も追求することなどを決定しました。この「パリ協定」により、全ての国々が長期的な温室効果ガス排出削減に乗り出すことになり、1997年（平成9年）の「京都議定書」以来の画期的な国際枠組みとなっています。

(2) 地球温暖化対策を巡る国内動向

日本は、2015年（平成27年）7月に、日本の温室効果ガスの排出量を2030年度（平成42年度）に2013年度（平成25年度）比26%削減とする目標を示した約束草案を国連に提出し、「パリ協定」に基づき、2016年（平成28年）5月に、その達成に向けた具体的な取組を定めた、「地球温暖化対策計画」を策定しました。

最近の動向として、菅内閣総理大臣が2020年（令和2年）10月の臨時国会において、「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわちカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。

併せて、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下、「地球温暖化対策推進法」という。）を改正し、その第21条では、地方公共団体が地球温暖化対策に関する計画を策定することを定めています。「地球温暖化対策推進法」では、地方公共団体自らの事務事業から発生する温室効果ガスの排出抑制等の取組を定めた「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の策定が定められていることに加え、地方公共団体の自然的社会的条件に応じて、区域全体での温室効果ガスの排出抑制などを行うための施策に関する事項を定め、住民・事業者・地方公共団体の地域が一体となって地球温暖化対策に取り組んでいくための計画「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定することが求められています。

温室効果ガスの排出削減とあわせて、2018年（平成30年）6月には、「気候変動適応法」が公布されました。温室効果ガスの排出削減対策（緩和策）と、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策（適応策）は車の両輪として取り組むべきであり、国、地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して適応策を推進するための法的仕組みが整備されました。

3. 福島県と西会津町の地球温暖化対策

(1) 福島県の地球温暖化対策

福島県では、地球温暖化対策と原子力依存からの脱却を両立するという困難な課題に取り組み、解決していくため、2013年（平成25年）3月に「福島県地球温暖化対策推進計画」を改定し、「福島議定書」事業等の取組を実施しています。さらに2016年（平成28年）3月に「再生可能エネルギー先駆けの地アクションプラン」を改定し、イノベーション・コースト構想、福島新

エネ社会構想の具体化など、地球温暖化対策に関連する新たな動きが出てきたことから、2017年（平成29年）3月に「福島県地球温暖化対策推進計画」の改定を行い、2020年（令和2年）4月には知事から温暖化防止に関するメッセージを発信するなど、更なる地球温暖化対策に取り組んでいます。

（2）西会津町の地球温暖化対策

町では、2010年（平成22年）に「地球温暖化対策実行計画」を策定し、その後、2018年（平成30年）に「西会津町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、町自らの温室効果ガス排出量の削減に向けた取組を進めてきました。

温室効果ガスの排出は、町民・事業者・町、あらゆる人たちの生活や事業活動に関係しているものであり、温室効果ガスの排出抑制のためには、共に計画的に取り組んでいくことが必要不可欠です。

今回、本町の自然的条件や社会的条件のもと、町民・事業者・町といった全ての活動主体が、地球温暖化に対する危機意識を持ち、各主体の役割に応じて温室効果ガスの排出抑制に向けた対策と気候変動への適応を総合的・計画的に推進することを目的に、「西会津町地域まるごと省エネ計画～西会津町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）～」を策定しました。

第2節 計画の基本的事項

1. 計画の定義と位置づけ

「地域まるごと省エネ計画」とは、温室効果ガス排出量の削減目標を定め、省エネルギーの取組内容などを明確化し、地域ぐるみで省エネルギーの取組を推進していくために、福島県内の市町村で策定される計画です。本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第19条及び第21条に基づく、「地方公共団体実行計画（区域施策編）」を兼ねるものとし、本法律に基づき、温室効果ガスの排出量の削減等に向けた取組を推進していくものとしします。

また、本計画は、西会津町総合計画、西会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略等、町の各種計画・事業等と整合・連携を図るものとし、町総合計画等の見直しがあった場合、必要に応じて本計画も見直しを行うこととします。

2. 計画の期間、基準年度と目標年度

本計画の期間、基準年度、目標年度は、以下の年次とします。

計画期間	令和3年度～令和12年度
基準年度	平成25年度
目標年度	令和12年度

なお、地球温暖化を取り巻く社会情勢の変化などに対応するため、計画期間内においても、法や条例の制定・改廃や、国や県の計画などの改定、本町の上位計画の改定などの際には、必要に応じて見直しを行うこととします。

3. 計画の対象等

本計画の対象となる地域は、西会津町全域とします。

対象とする温室効果ガスは、エネルギー起源CO₂、非エネルギー起源CO₂（廃棄物分野（一般廃棄物）由来）とします。その他の温室効果ガスについては、次期計画策定時に対象とする旨検討します。

対象とする部門等は、産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門、廃棄物分野（一般廃棄物）とします。

図表1 対象ガスと部門等

対象ガス	部門等	主な発生源
エネルギー起源CO ₂	産業部門	農林水産業、鉱業、建設業、製造業でのエネルギー消費による発生
	業務その他部門	オフィスや店舗などでのエネルギー消費による発生
	家庭部門	家庭でのエネルギー消費による発生

	運輸部門	自動車でのエネルギー消費による発生
非エネルギー 起源 CO ₂	廃棄物分野 (一般廃棄物)	一般廃棄物の焼却処理による発生

第2章 区域の現状

第1節 区域の環境特性

本町の温室効果ガス排出量の削減に向けた取組を検討するにあたって必要となる区域の自然的社会的特性と課題は、以下のとおりです。

1. 自然

- ◎ 西会津町は、福島県の北西部に位置する、面積298.18平方キロメートルの地域です。町の中央部を東西に流れる阿賀川などの河川が遠く日本海に注いでいます。町全体が豊かな自然に恵まれており、森林が約84%の面積を占めています。
- ◎ 気候は、日本海側気候に属し、平均気温は11℃前後で、年間降水量は1,800mm程度となっています。

2. 社会

- ◎ 人口は、令和2年12月現在、6,028人（世帯数：2,583世帯）です。人口数は、昭和25年の19,611人をピークに減少に転じ、人口数、世帯数が減少し続けています。
- ◎ 産業構造は、平成29年度の生産額ベースで、第一次産業が3.8%、第二次産業が26.3%、第三次産業が69.4%と第三次産業が全体の7割近くを占めており、個別の産業で見ると、「建設業」、「電気・ガス・水道・廃棄物処理業」、「製造業」の割合が高くなっています。
※「平成29年度福島県市町村民経済計算年報」より
- ◎ 交通は、都市圏と比べて公共交通機関が充実しておらず、利便性が低いことから、自家用車の利用割合が非常に高くなっています。

3. 環境

- ◎ 町のごみ排出量は、おおむね減少傾向で推移しています。
(可燃ごみ年間排出量 平成25年度 1,562t → 令和元年度1,428t)
- ◎ 町の事務事業から排出される温室効果ガス排出量は、令和元年度は4,122t-CO₂で基準年度である平成25年度排出量の4,348t-CO₂から5.2%減少しています。
- ◎ 太陽光発電は、町有施設で6件、町有施設の屋根貸しで1件導入しています。

第2節 区域の温室効果ガス排出状況

1. 温室効果ガス排出量の現況推計と推計方法

温室効果ガス排出の要因分析、計画目標の設定、部門・分野別排出量の規模や増減傾向に応じた対策・施策の立案を行うために、温室効果ガス排出量の現況推計を行います。

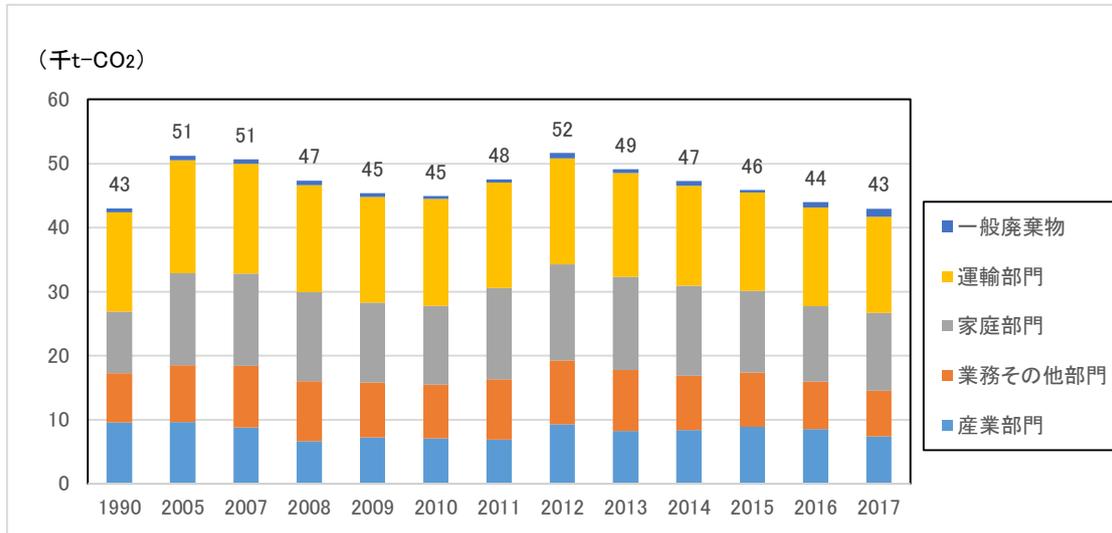
本計画の温室効果ガス排出量の推計対象は、産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門のエネルギー消費に伴うエネルギー起源 CO₂ と一般廃棄物の焼却処分に伴う非エネルギー起源 CO₂ です。しかしながら、地理的な行政区域内に限定して各部門のエネルギー消費量を把握することは非常に困難であるため、区域の温室効果ガスの排出量は推計によって算出されます。

本町の温室効果ガス排出量については、環境省の按分法による「全市区町村の部門別 CO₂ 排出量の現況推計値」を参照しています。

2. 区域の温室効果ガス排出量の推移

本町からの温室効果ガス排出量は、微増減を繰り返しながら推移しており、2012（平成 24）年度以降は減少傾向です。直近の 2017（平成 29）年度の排出量は、43 千 t-CO₂ でした。

図表 1 温室効果ガス排出量の推移



【(出典) 環境省の按分法による「全市区町村の部門別 CO₂ 排出量の現況推計値」】

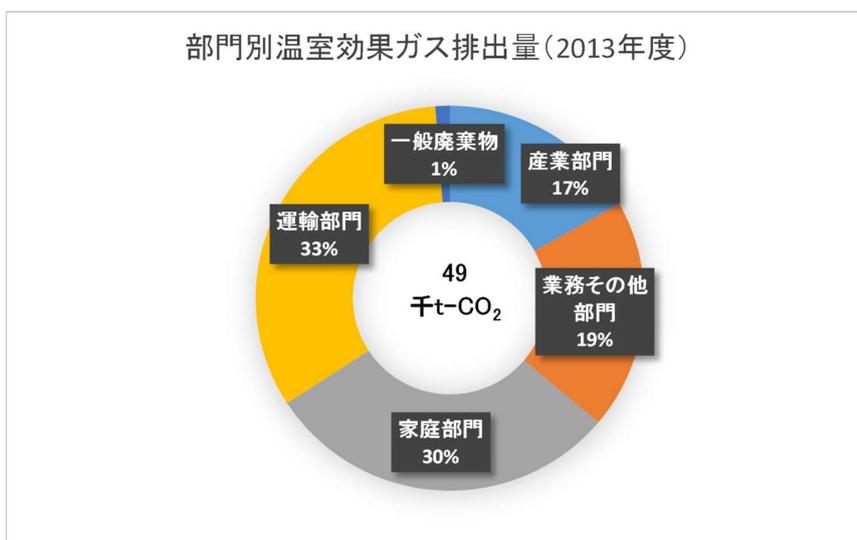
3. 部門別温室効果ガス排出量

基準年度である 2013（平成 25）年度の部門別温室効果ガス排出量の内訳は、運輸部門が 33%、次いで家庭部門からの排出量が 30%、業務その他部門が 19%、産業部門が 17%、一般廃棄物からの排出量が 1%となっています。

県や全国と比較すると、運輸部門、家庭部門が占める割合が多く、産業部門の割合が少なくなっています。

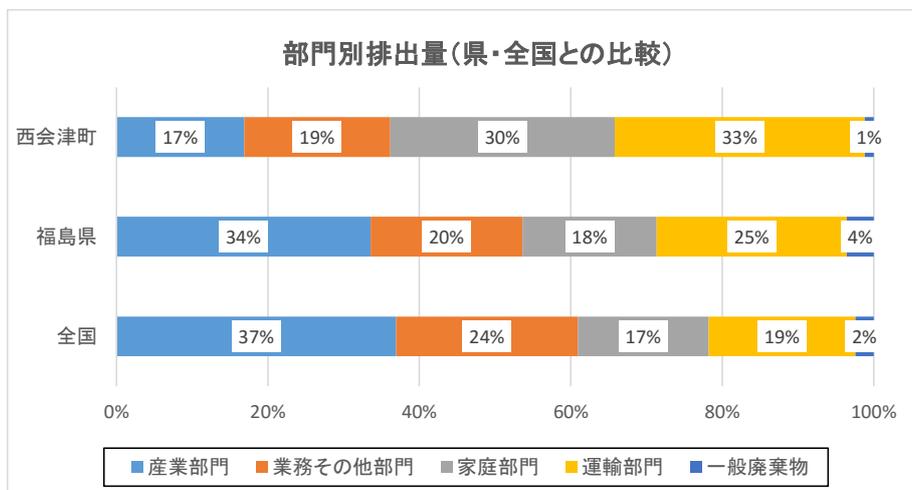
部門別温室効果ガス排出量の推移では、産業部門、業務その他部門、家庭部門は減少、運輸部門は微減、廃棄物分野は増加となっています。

図表2 2013（平成 25）年度の部門別温室効果ガス排出量の内訳



【(出典) 環境省の按分法による「全市区町村の部門別 CO2 排出量の現況推計値」】

図表3 部門別温室効果ガス排出量（県・全国との比較）



【(出典) 環境省の按分法による「全市区町村の部門別 CO2 排出量の現況推計値」】

図表4 部門別温室効果ガス排出量の推移

部門等	2013（平成25）年度		2017（平成29）年度		2017（平成29）年度	
	排出量 （千t-CO ₂ ）	構成比	排出量 （千t-CO ₂ ）	構成比	2013年度比 増減量 （千t-CO ₂ ）	増減率
合 計	49.11	100%	42.95	100%	-6.16	-12.6%
産業部門	8.27	17%	7.38	17%	-0.89	-10.7%
製造業	7.02	14%	5.78	13%	-1.24	-17.7%
建設業・鉱業	1.13	2%	1.25	3%	0.11	10.1%
農林水産業	0.12	0%	0.36	1%	0.24	202.9%
業務その他部門	9.49	19%	7.13	17%	-2.37	-24.9%
家庭部門	14.56	30%	12.17	28%	-2.39	-16.4%
運輸部門	16.20	33%	15.03	35%	-1.17	-7.3%
自動車	15.64	32%	14.58	34%	-1.06	-6.8%
旅客	6.91	14%	6.23	14%	-0.68	-9.9%
貨物	8.73	18%	8.35	19%	-0.38	-4.3%
鉄道	0.56	1%	0.45	1%	-0.12	-20.6%
船舶	0.00	0%	0.00	0%	0.00	0.0%
廃棄物分野（一般廃棄物）	0.59	1%	1.25	3%	0.66	111.2%

【(出典) 環境省の按分法による「全市区町村の部門別 CO₂ 排出量の現況推計値】

第3節 区域の温室効果ガス排出量の将来推計

1. 将来推計の考え方

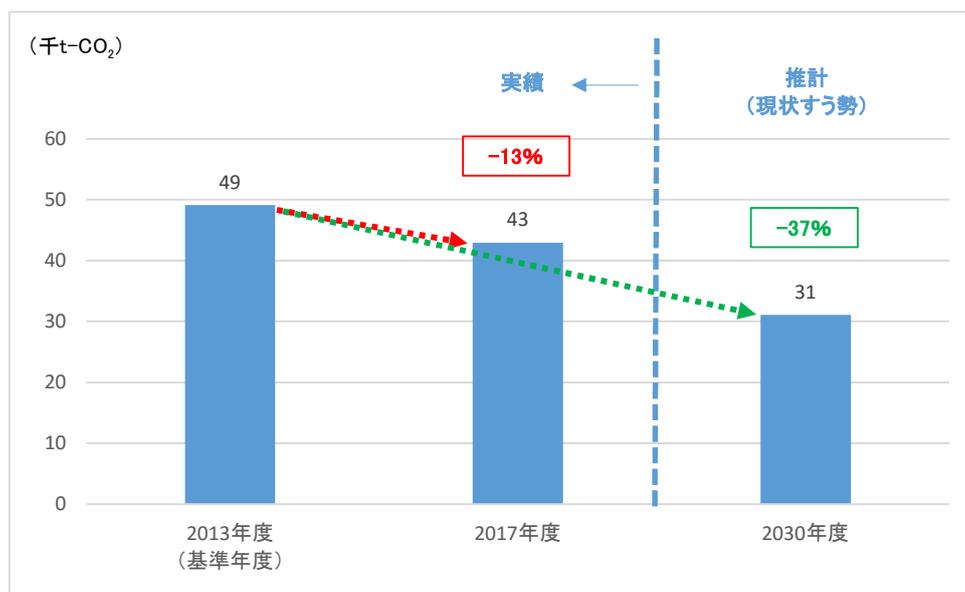
将来推計とは、削減対策を実施しなかった場合（現状すう勢ケース）の温室効果ガス排出量推計するものです。本計画の削減目標設定のための基礎情報とします。

本町の温室効果ガス排出量の将来推計は、前述の本町の温室効果ガス排出量に、「西会津まち・ひと・しごと創生総合戦略（第2期）」に示された将来人口推計に基づく人口増加率を乗じて算出しました。

2. 温室効果ガス排出量の将来推計

西会津町の温室効果ガス排出量は、2030年度は31千t-CO₂（2013年度比-37%）と推計されました。今後、西会津町では人口減少が予測されており、それに伴い温室効果ガス排出量も減少すると考えられます。

図表5 温室効果ガス排出量の将来推計（現状すう勢ケース）



第3章 計画の目標

第1節 区域の目指す将来像

「笑顔つながり 夢ふくらむまち ～ ずっと、西会津 ～」
～ 誰もがこちよく暮らせるまち ～

本町は、平成16年9月に「自立宣言」を行い、町民・議会・行政が一体となった「協働のまちづくり」を進めています。

西会津町総合計画（第4次）では、町の将来像を「笑顔つながり 夢ふくらむまち ～ ずっと、西会津 ～」とし、この将来像の実現に向け各施策を取り組んでいくこととしています。

本計画では、まちづくりの方向性の1つである「誰もがこちよく暮らせるまちづくり」の実現を目指すため、以下の方向性に配慮し、地球温暖化対策に取り組むものとします。

《将来像実現のための方向性》

- ①地域資源（自然・人・社会資本）の活用により、環境、経済、社会の総合的な向上を目指します。
- ②区域における温室効果ガスの排出量を削減するため、エコドライブ、クールビズなど、町民・事業者・町といった活動主体が継続可能な取り組みを行っていきます。

第2節 温室効果ガス総排出量削減目標

国は「パリ協定」の採択を受け、2016（平成28）年5月に「地球温暖化対策計画」を策定し、「2030（令和12）年度に2013（平成25）年度比26.0%削減」とする温室効果ガス排出量の削減目標を示しました。その後、2050（令和32）年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするといった宣言がありました。

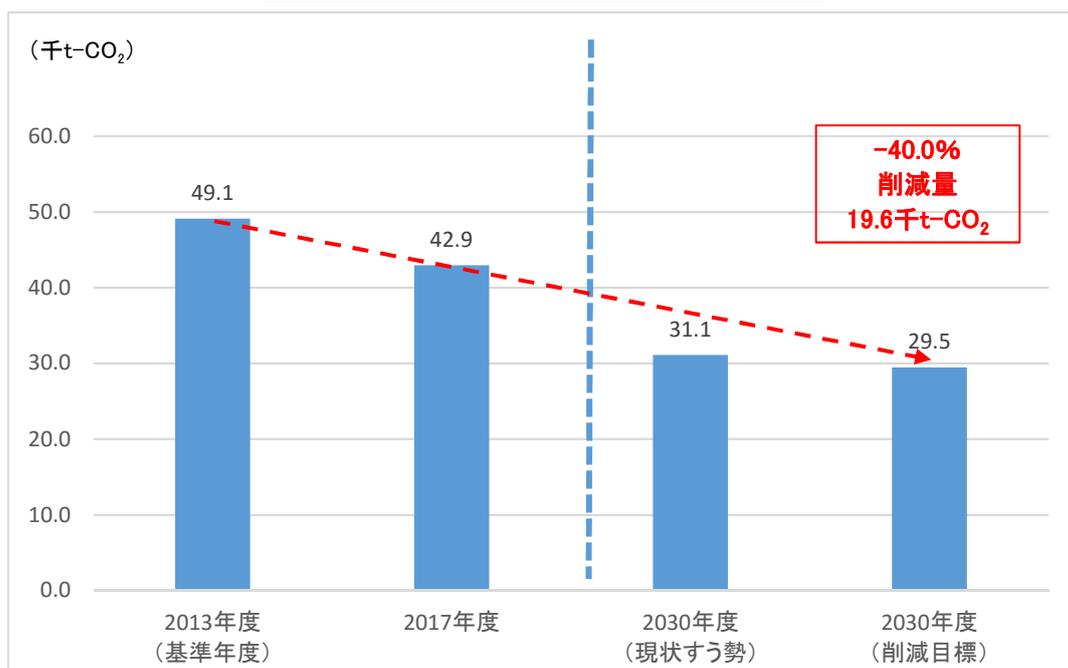
福島県では、福島県地球温暖化対策推進計画を2017（平成29）年3月に改定し、2013（平成25）年度比で45.0%削減する目標を示しました。

本町の温室効果ガス排出量の削減目標は、本計画を策定し温暖化対策を推進することにより、現状すう勢よりも低い排出量となる目標値を設定します（以下のとおり）。

削減の目安

2030（令和12）年度までに、
2013（平成25）年度比で40.0%削減

図表6 温室効果ガス総排出量削減の目標



本町の温室効果ガス排出量の将来推計では、何も対策を講じない現状すう勢ケースでの減少が見込まれていますが、適切に取組を実施しなければ増加に転じる可能性も否めません。温室効果ガス排出量を着実に減らしていくための取組を次頁以降で示します。

第4章 温室効果ガス削減・抑制のための取組

第1節 基本目標

本町の目指す将来像を見据え、実現のための方向性をふまえながら、以下の基本目標ごとに、温室効果ガス総排出量の削減目標達成に向けて、具体的な取組を推進していきます。

基本目標 1

再生可能エネルギーの導入・利用促進

太陽光や風力等の再生可能エネルギーは、発電において温室効果ガスをほとんど排出しないことから、その導入拡大は地球温暖化対策に必要不可欠です。また、太陽熱やバイオマス熱、廃棄物処理に伴う廃熱、温泉熱、地中熱等の再生可能エネルギー熱の活用推進も効果的です。

本町の自然的社会的条件に応じて、庁舎や公共施設等での再生可能エネルギー等の率先導入・活用を行うと共に、区域内において、再生可能エネルギーの利用の促進やエネルギーの面的利用に積極的に取り組みます。

基本目標 2

省エネルギーの推進

温室効果ガス排出量の削減にはエネルギー消費量の削減が欠かせません。行政・事業者・町民が、自発的に省エネルギーに取り組むための施策・事業を積極的に推進していきます。

省エネルギーの取組推進にあたっては、省エネ型設備機器の導入等ハード面での取組と日常生活・事業活動の中での省エネルギー行動の推進等ソフト面での取組、双方を推進していきます。

基本目標 3

低炭素型まちづくりの推進

地域構造や交通システムは、交通量や業務床面積などにより、中長期的に温室効果ガス排出量に影響を与え続けるものであり、将来的に施設の集約や公共交通網の再構築等を目指した低炭素型のまちづくりが必要とされます。併せて、温室効果ガスの吸収源となる森林の保全にも配慮することが重要です。

また、再生可能エネルギーや森林等の地域資源を活用しつつ、地域活性化や防災、生物多様性保全等の多様な地域課題を同時に解決していくことにも繋がることから、町総合計画、公共施設等総合管理計画等の整合も図りつつ、低炭素型まちづくりを推進していきます。

基本目標4

循環型社会の推進

3R（廃棄物等の発生抑制・循環資源の再使用・再生利用）の取組によるエネルギー起源CO₂の排出抑制のほか、廃棄物発電等による熱回収や、廃棄物焼却施設からの余熱の利活用等により、廃棄物部門由来の温室効果ガスの一層の削減が求められています。

町では、資源を循環させ廃棄物の量を削減するため、引き続き町全体で3Rの取組を推進していきます。

基本目標5

多様な人々が取り組む環境づくり

再生可能エネルギーの導入・利用促進には、事業所や住宅での設備導入促進や投資が必要とされます。省エネルギーの推進や循環型社会の推進では、個人や事業者の理解を深め、自発的に取り組めるようなしくみが必要です。また、低炭素型まちづくりでは、まちづくりに参画する人づくり・ネットワークづくりを進め、多様な主体が低炭素化の担い手となることが求められます。

このように、取組全体を進めるために必要となる環境教育・普及啓発、エリアマネジメント等をはじめとする民間団体の活動支援等を推進し、多様な人々が地球温暖化対策に取り組めるような環境づくりに努めます。

第2節 施策と取組

1. 町の施策・事業

(1) 施策体系

本町の地球温暖化対策は、以下の体系で実施していきます。

また、本計画に記載された施策・取組のみならず、本町で実施する全ての事業において地球温暖化問題に配慮して推進していきます。

将来像	
「笑顔つながり 夢ふくらむまち ～ ずっと、西会津 ～」 ～ 誰もがこちよく暮らせるまち ～	
基本目標	施策
1. 再生可能エネルギーの導入・利用促進	①太陽光発電等の普及促進
	②バイオマス等の活用の推進
2. 省エネルギーの推進	①事業者の省エネルギーの推進
	②町民の省エネルギーの推進
	③町の省エネルギーの推進
3. 低炭素型まちづくりの推進	①低炭素型車社会づくりの推進
	②吸収源となる森林の保全・活用
4. 循環型社会の推進	①ごみの減量化・資源化促進
5. 多様な人々が取り組む環境づくり	①情報交換の場の醸成
	②体験・学習の場の創出

(2) 施策・事業

基本目標1 再生可能エネルギーの導入・利用促進

施策	指標等
①太陽光発電等の普及促進	太陽光発電の設置数（一般住宅等） 現状 2019年度 12件（累計） 目標 2030年度 34件（累計） ※町の補助金交付件数（平成25～令和元年度）より
②バイオマス等の活用の推進	その他再生可能エネルギーの導入数 現状 2019年度 9件（累計） 目標 2030年度 31件（累計）

取組（例） ①太陽光発電等の普及促進

- 太陽光発電システム・蓄電池等の事業者・町民への設置支援
- 公共施設への太陽光発電システムの率先的導入
- 再生可能熱エネルギーの導入推進

取組（例） ②バイオマス等の活用の推進

- 森林資源の木質バイオマスへの利活用
- 公共施設への木質バイオマスの積極的活用
- ソーラーシェアリングの推進
- 再生可能エネルギーのポテンシャル調査
- 木質バイオマス燃料利用に関する支援の拡充

基本目標2 省エネルギーの推進

施策	指標等
①事業者の省エネルギーの推進	「福島議定書」事業の参加数 事業所版 現状 2019年度 0事業所 目標 2030年度 5事業所 学校版 現状 2019年度 0校 目標 2030年度 2校

②町民の省エネルギーの推進	「エコチャレンジ事業」の参加数 現状 2019年度 0人 目標 2030年度 10人
③町の省エネルギーの推進	③ 町の事務事業からの温室効果ガス排出量 基準 2013年度 4,291.2t-CO ₂ 目標 2030年度 2,574.7t-CO ₂ ※基準年度比で約40%の削減

取組（例） ①事業者の省エネルギーの推進

- 「福島議定書」事業への参加促進
- 建物の省エネルギー化の促進
- 省エネルギー診断の促進
- BEMS等エネルギーマネジメントシステムの導入促進
- 高効率設備機器の導入促進
- 次世代自動車の導入促進
- エコドライブの推進

取組（例） ②町民の省エネルギーの推進

- 「エコチャレンジ」への参加促進
- 住宅の省エネルギー化の促進
- うちエコ診断等省エネルギー診断の促進
- HEMS等エネルギーマネジメントシステムの導入促進
- 高効率設備機器の購入促進
- 次世代自動車の購入促進
- エコドライブの推進

取組（例） ③町の省エネルギーの推進

- 「西会津町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づく取組推進

基本目標3 低炭素型まちづくりの推進

施策	指標等
①低炭素型車社会づくりの推進	①町民バスの1人あたり利用回数 現状 2019年度 5.1回 目標 2030年度 6.1回

②吸収源となる森林の保全・活用	②広葉樹の更新伐面積	
	現状	2019年度 35ha
	目標	2030年度 50ha

取組（例）	①低炭素型車社会づくりの推進
<input type="checkbox"/> 公共交通・自転車利用の促進 <input type="checkbox"/> 公共交通路線の整備推進 <input type="checkbox"/> 交通円滑化のための整備推進 <input type="checkbox"/> 自転車走行空間の確保推進	

取組（例）	②集約型都市構想の推進
<input type="checkbox"/> 集約型地域づくりの推進 <input type="checkbox"/> 面的エネルギー利用導入推進	

取組（例）	③吸収源となる森林の保全・活用
<input type="checkbox"/> 緑地の保全 <input type="checkbox"/> 森林経営活動の促進 <input type="checkbox"/> 植林活動の促進	

基本目標 4	循環型社会の推進
---------------	-----------------

施策	指標等
①ごみの減量化・資源化促進	①一人当たりの年間ごみ排出量
	現状 2019年度 234.1kg
	目標 2030年度 210.6kg
	②リサイクル率
	現状 2019年度 8.5%
	目標 2030年度 18.5%

取組（例）	①ごみの減量化・資源化促進
<input type="checkbox"/> 家庭ごみ・事業系ごみの分別指導と啓発の促進 <input type="checkbox"/> 食品ロス等を減らす取組の推進 <input type="checkbox"/> 減量化・再使用・資源化の取組の推進 <input type="checkbox"/> 未分別品目の再資源化の検討	

施策	指標等
①情報交換の場の醸成	①地球温暖化対策のイベント年間実施回数 現状 2019年度 0回 目標 2030年度 1回
②体験・学習の場の創出	②環境講座の年間実施回数 現状 2019年度 0回 目標 2030年度 1回

取組（例）

①情報交換の場の醸成

- 地球温暖化対策の情報提供の推進
- 地球温暖化対策の発信方法の検討
- 町民・事業者・町の情報交換の場の醸成
- クリーン推進会議での情報交換

取組（例）

②体験・学習の場の創出

- 環境教育・学習体験の推進
- 環境教育・学習講座の実施支援
- 地球温暖化対策を担う人材育成の促進

2. 町民・事業者の取組

町民・事業者は、町の施策・事業に伴うそれぞれの取組を自主的に推進していきます。

なお、町が温室効果ガスの排出者としての立場から、職員が取り組むべき内容は「西会津町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づいて行います。

（1）町民の役割（努力事項）

地球温暖化は着実に進行している重要な問題です。まずは町民一人ひとりが地球温暖化に関心をもち今できる取組みから着実に行動し、やがて個人から集団単位での温暖化対策に関する活動が生まれることにより、温室効果ガス削減の加速化を目指します。

①環境行動の推進に向けた施策

- ・日常生活の中でできる省エネルギー行動を実践する。
- ・家電製品は省エネモードを活用し、使用しないときは電源を切る。待機電力の削減も意識する。
- ・近所への外出はできるだけ徒歩や自転車を利用する。
- ・自動車の運転は、「急」のつく運転（急発進・急ブレーキ）を避

	<ul style="list-style-type: none"> け、エコドライブに努める。
②エネルギーの利用の効率化に向けた施策	<ul style="list-style-type: none"> • 買い替えの際は省エネルギー型家電製品の購入に努める。また、照明のLEDへの更新を進める。 • 住宅を新築・改築する際は、冷暖房効率にすぐれた高断熱住宅を検討する。 • 次世代自動車（ハイブリッド車、電気自動車等）への買い替えを進める。 • 住宅への太陽光発電や蓄電池の導入を検討する。
③低炭素社会の構築に向けた施策	<ul style="list-style-type: none"> • 身近な場所の緑化に努める。 • 地域の緑化活動に参加する。
④循環型社会の構築に向けた施策	<ul style="list-style-type: none"> • 必要なものを必要量買い、ごみの発生抑制に努める。 • マイバグの持参、容器・包装の少ない商品の購入に努める。 • 食材の使い切り、ごみの減量化に努める。 • 資源の集団回収に協力する。 • 環境にやさしい商品の使用に努める。 • 適正なごみの分別に努める。
⑤排出削減への意識の基盤づくりに向けた施策	<ul style="list-style-type: none"> • 環境関連団体などが開催するセミナーなどに参加し、地球温暖化に関する意識の啓発に努める。 • 家庭や仲間、町内会など、環境教育に係る取組みの輪を広げ、環境保全意識の共有化を図る。 • 環境団体の活動に参加する。

（2）事業者の役割（努力事項）

それぞれの事業者が、経営方針、事業内容や規模に照らし、創意工夫しながら適切な取り組みを推進していくとともに、事業所の自主的な環境活動の実践、環境負荷の少ない製品やサービスを提供することにより、事業活動により排出される温室効果ガスの削減を目指します。

①環境行動の推進に向けた施策	<ul style="list-style-type: none"> • 昼休みの消灯やノー残業デー、ノーマイカーデーを設定するなど、できることから省エネルギー行動を実践する。 • クールビズ、ウォームビズを励行し、冷暖房の適正化を図る。 • パソコンは省エネルギーモードで使用し、使わないときは電源を切る。 • 待機電力の削減に努める。
----------------	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・社用車の運転時、エコドライブに努める。 ・徒歩（ウォークビズ）や自転車での通勤を励行する。
--	---

②エネルギーの利用の効率化に向けた施策	<ul style="list-style-type: none"> ・設備更新時は省エネルギー設備の導入に努める。 ・トップランナー基準を満たした電気製品の導入に努める。 ・エネルギー使用状況を把握し、適切な管理方法の検討を行う。 ・建築物を新築・改築する際には、高断熱化に努める。 ・燃費基準達成車への買い替えに努める。 ・太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入を検討する。 ・施設園芸・農業機械の削減対策を検討する。
---------------------	---

③低炭素社会の構築に向けた施策	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内の緑化に努める。 ・地域の緑化活動に参加する。
-----------------	--

④循環型社会の構築に向けた施策	<ul style="list-style-type: none"> ・製品製造過程における廃棄物の減量化・再生利用に努める。 ・容器・包装の少ない製品の製造・販売に努める。 ・再生資源などの使用に努める。 ・製品製造・販売時に発生した廃棄物の適正な処理に努める。 ・容器・包装の少ない製品を購入する。 ・グリーン購入に努める。 ・資源の集団回収に協力する。 ・両面印刷に努めるとともに、ミスプリントの防止に努める。 ・適正なごみの分別に努める。
-----------------	--

⑤排出削減への意識の基盤づくりに向けた施策	<ul style="list-style-type: none"> ・環境関連団体などが開催するセミナーなどに参加し、従業員個人の意識啓発に努める。 ・職場での環境教育に努める。 ・環境団体の活動に参加する。
-----------------------	--

第5章 計画の推進

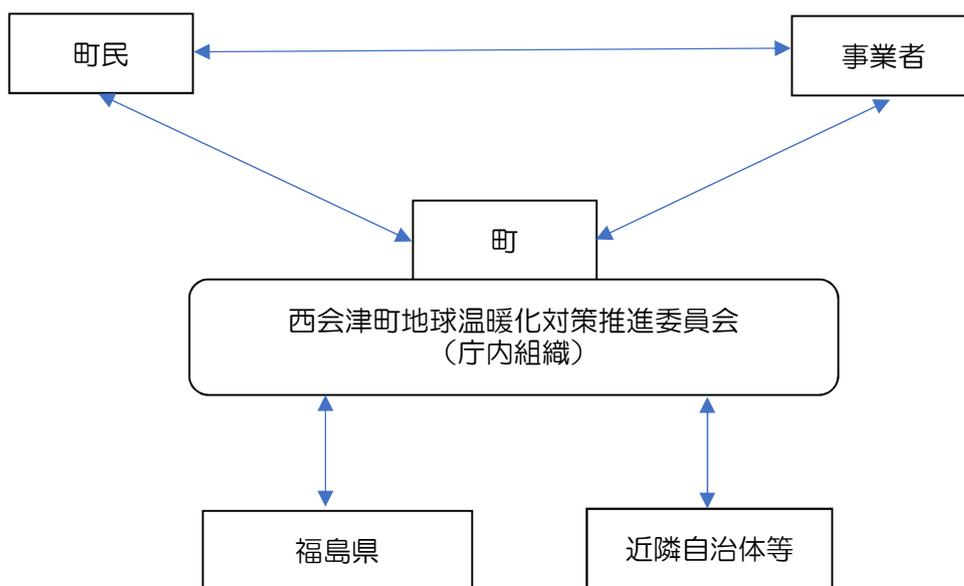
第1節 計画の推進体制

地球温暖化問題は、町民や事業者の日常の生活や事業活動が原因となっている点で、従来の公害問題とは異なります。

地球温暖化問題の解決のためには、町民や事業者一人ひとりが自らの問題としてとらえ、町と連携・協働して各種の取組を進めていく必要があります。

このため、本町は、環境施策をともに進めていくパートナーとして、町民や事業者と連携し、活動に取り組んでいくことができるよう体制づくりを進めていきます。

図表7 推進体制図

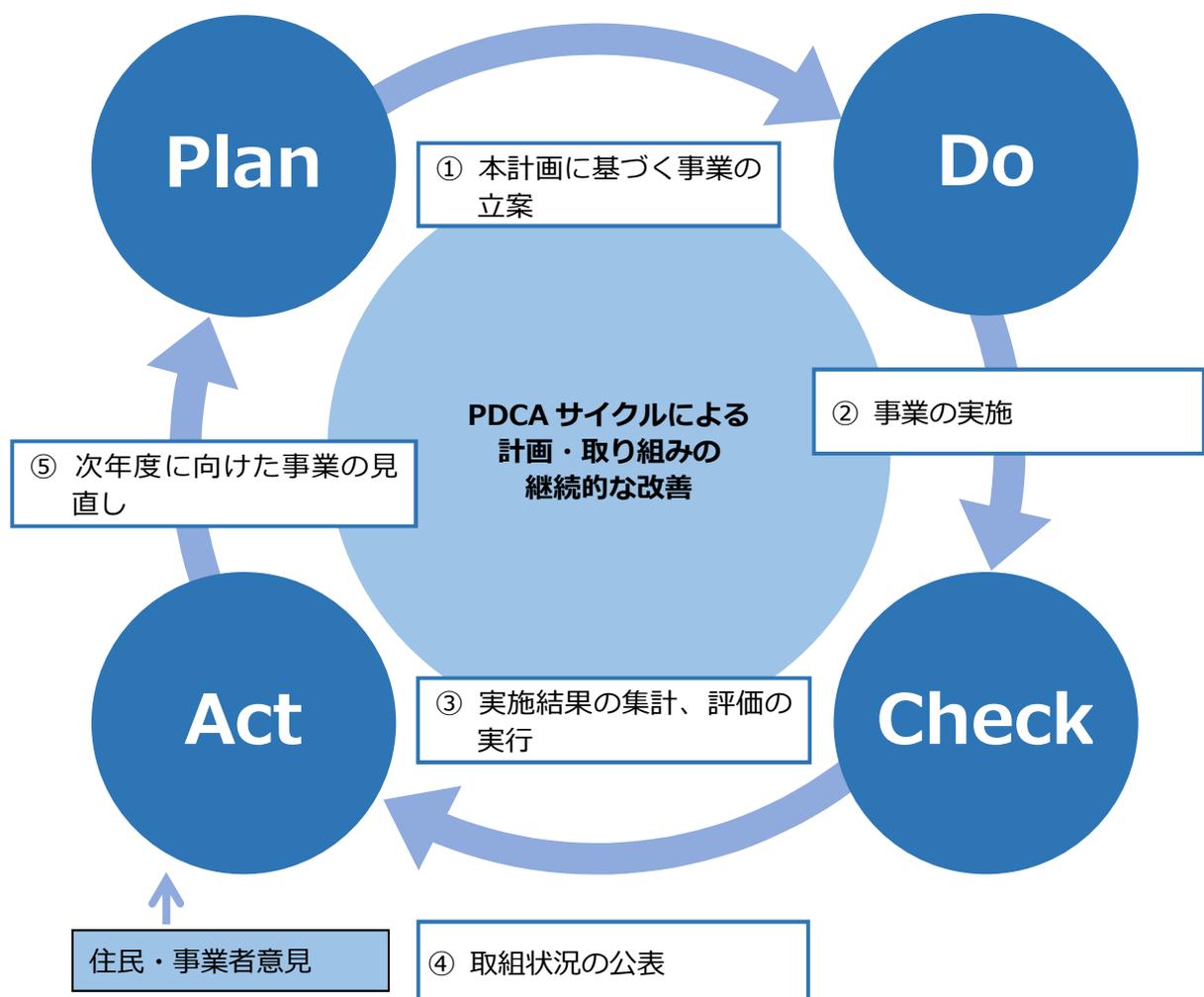


第2節 計画の進捗管理

計画の着実な推進を図り、町民・事業者・町の協働による進行管理を行うため、事業計画の策定(Plan)→実施(Do)→点検・評価(Check)→見直し(Act)を繰り返すPDCAサイクルにより、年度の進行管理を実施していきます。

本計画は、必要に応じて評価・見直しを実施していきます。また、本計画書と計画の取組状況について、公表・周知をしていきます。

PDCA サイクルによる計画の進行管理



資料編

用語解説

【英数字】

●BEMS

「Building Energy Management System」の略で、日本語では「ビルエネルギー管理システム」と称される。省エネと快適性の実現を目的とし、電力使用量の可視化によって、ビルの設備や環境、エネルギーを管理して電力消費量削減を図るシステム。

●HEMS

「Home Energy Management System」の略で、住宅のエネルギーを管理するシステムの総称。家庭の電気設備や家電製品をスマートフォンなどで見える化したり、家電機器を自動制御するなどして、エネルギーを上手に節約するためのシステム。

●IPCC

国連気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change）の略。人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988年に国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立された組織。

●LED

Light Emitting Diodeの略。一方向に電圧を加えたときに発光する半導体素子のこと。発光ダイオードとも呼ばれる。この発光原理を利用した照明ランプは低い消費電力で大きな光エネルギーを得られること、また寿命が長いことから、省エネルギーや地球温暖化対策の観点から、蛍光灯からLED照明器具への切り替えが推進されている。

●PDCAサイクル

事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan（計画）、Do（実行）、Check（点検）、Action（見直し）の4つの工程でサイクルを繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。

●3R

「リデュース（Reduce＝ごみの発生抑制）」「リユース（Reuse＝再利用）」「リサイクル（Recycle＝再資源化）」の頭文字をとって呼ばれる、廃棄物処理やリサイクルに関する考え方。

●SDGs

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）で、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標である。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っている。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本も積極的に取り組んでいる。

【あ行】

●ウォークビズ

歩きやすい靴や服装を選んで出勤する新しいワークスタイル。福島県では今年4月からウォークビズを推進している。心身の健康づくりとなるだけでなく、自家用車を使わないことで、地球温暖化対策にも貢献する。

●ウォームビズ

クールビズの秋冬版で、暖かい服装を着用し暖房に頼りすぎないビジネススタイル。暖房時の室温を20℃に設定することにより、地球温暖化対策・省エネルギーを推進する。

●うちエコ診断

国の委託を受けて地球温暖化防止活動推進センターが行う家庭での省エネ・温暖化対策支援策。うちエコ診断員が専用のツールを用いて、各家庭に対してCO₂排出削減のコンサルティングを行う。各家庭の「どこから」「どれだけ」CO₂が排出されているのかを見える化し、削減余地の大きい分野を集中的に対策の提案を行う。

●エリアマネジメント

特定のエリアを単位に、民間が主体となって、まちづくりや地域経営（マネジメント）を積極的に行おうという取組み。現在、民主導のまちづくり、官民協働型のまちづくりへの期待から大都市の都心部、地方都市の商業地、郊外の住宅地など、全国各地でエリアマネジメントの取組みが実践されている。

●温室効果ガス

国連気候変動枠組み条約において、「大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し及び再放射するもの」とされている。排出削減の取り組みをすすめるものとして、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六フッ化硫黄、三フッ化窒素としている。

【か行】

●京都議定書

1997年12月京都で開催された、国連気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）で採択された議定書で、2005年に発効。先進締約国に対し、2008～2012年の第1約束期間における温室効果ガスの排出を1990年比で、5.2%（日本6%、アメリカ7%、EU8%など）削減を義務づけた。

●クールビズ

地球温暖化対策の一環として2005年に政府が提唱した、夏期における衣服の軽装化キャンペーン。ネクタイや上着をなるべく着用せず（ノーネクタイ・ノー上着）、冷房時の室温を28℃に設定することにより、地球温暖化対策・省エネルギーを推進する。

●グリーンカーテン

ゴーヤやアサガオなど、つる性の植物をネットで窓の外にはわせて作る自然のカーテン。日差しをやわらげ、室温の上昇を抑える効果がある。これによりエアコンの設定温度を高くしたり、使わない時間を増やすことで節電ができ、地球温暖化対策にもなる。

●グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができる

だけ少ないものを選んで購入すること。グリーン購入は、消費生活など購入者自身の活動を環境に優しいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性をもつ。

●高断熱住宅

建物全体に断熱材を多く用いるなどして、断熱性を高めた住宅。外気の影響を受けにくく、適度な室温を保つことができる。また、気密性を高めることによって熱損失が少なくなり、さらに冷暖房の効率が良くなるため、これを「高気密高断熱住宅」という。省エネ住宅の代表的なもの。

●コベネフィット

一つの活動がさまざまな利益につながっていくこと。本計画では、さまざまなアプローチから地球温暖化対策を行い、地域資源（自然資本、人口資本、社会資本）の維持、向上によって、地域経済や社会活動における課題についても解決を目指していくことを指す。

【さ行】

●再生可能エネルギー

有限で枯渇する可能性がある石油・石炭などの化石燃料や原子力と比較して、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。具体的には太陽光や太陽熱、水力（ダム式発電以外の小規模なもの）、風力、バイオマス、地熱などがあげられる。化石燃料や原子力エネルギーは、大気汚染物質や温室効果ガスの排出、また廃棄物の処理等の点で環境への負荷が大きいため、再生可能エネルギーが推進されている。

●次世代自動車

窒素酸化物（Nox）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車。普及が進んでいるハイブリッド自動車や電気自動車のほか、燃料電池自動車や天然ガス自動車などがある。

●循環型社会

20世紀後半に、地球環境保全、廃棄物リサイクルの気運の高まりの中で、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済のあり方によって、資源・エネルギーの循環的な利用がなされ、環境負荷の少ない社会をイメージした言葉として使われるようになった。2000年に日本では「循環型社会形成推進基本法」が制定され、循環型社会を構築する方法として、「ごみを出さない」「出たごみはできるだけ利用する」「利用できないごみは適正に処分する」の3つを示している。

●ソーラーシェアリング

農作物に一定の光が届くよう、農地の上に間隔をあけて太陽光パネルを並べて農作物と電力の両方を得ようとする。

【た行】

●地球温暖化対策の推進に関する法律

1997年の京都議定書の採択を受けて、1998年に策定・公布された。国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めたものであり、地球温暖化対策計画を策定するとともに、社会経済活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進する

ための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図るもの。

●低炭素型まちづくり

使用エネルギーの化石燃料から再生可能エネルギーへの転換、省エネルギーの推進、緑化（森林保全）の取組み等によって、温室効果ガスのうち大きな割合を占める二酸化炭素の排出が少ないまちづくりを進めること。

●トップランナー基準

製造事業者等に、省エネ型の製品を製造するよう基準値を設けクリアするように課した「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」に基づく措置。トップランナー基準は、自動車の燃費基準や家電・OA機器等の省エネルギー基準を、各々の機器においてエネルギー消費効率が現在商品化されている製品のうち、最も優れている機器の性能以上にするとするもの。

【な行】

●燃費基準達成車

省エネ法に基づきトップランナー方式により設定された目標年度における自動車の燃費目標基準を達成、または一定割合以上超過達成している自動車。燃費基準達成車は自動車税、自動車重量税、自動車取得税の優遇措置がある。（エコカー減税）

【は行】

●パリ協定

2015年11月30日から12月13日までフランスのパリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択された気候変動に関する国際条約。2016年月4日に発効。その内容の第1は、協定全体の目的とし、世界の平均気温上昇を産業革命前と比較して「2℃よりも十分に低く」抑え（2℃目標）、さらに「1.5℃に抑えるための努力を追求すること」（1.5℃目標）としていることである。第2の長期目標として、今世紀後半に、世界全体の人為的温室効果ガス排出量を、人為的な吸収量の範囲に収めるという目標を掲げている。これは人間活動による温室効果ガスの排出量を実質的にゼロにする目標である。さらに、継続的・段階的に国別目標を引き上げる仕組みとして、5年ごとの見直しを規定している。

●福島イノベーション・コースト構想

東日本大震災及び原子力災害によって失われた浜通り地域等の産業を回復するため、当該地域の新たな産業基盤の構築を目指す取組み。廃炉、ロボット、エネルギー、農林水産等の分野におけるプロジェクトの具体化を進めるとともに、産業集積や人材育成、交流人口の拡大を目指す。

●「福島議定書」事業

県内の事業者や学校の二酸化炭素排出量の削減目標を定め、福島県知事と「議定書」を締結することにより、地球温暖化対策の取組みを推進する福島県が行う事業。「事業所版」と「学校版」に分かれ、事業所版には「従来編」と「上級編」がある。優秀な取組が行われた事業所や学校には表彰が行われる。

●福島新エネ社会構想

福島県の「2040年までに福島県内のエネルギー需要の100%を再生可能エネルギーから産み出す」との大きな目標のもと、未来の新エネルギー社会の実現に向けたモデルを福島全県で創出し、世界に発信することで、再生可能エネルギーや未来の水素社会を切り拓く先駆けの地とする

ことを目指すもの。

【ま行】

●「みんなでエコチャレンジ」事業

県内の一戸あたりでのCO₂排出量を1%以上削減することを目指し、県民に省エネ、省資源を
実践してもらおう（福島エコ道）福島県の取組み。一戸あたりでのCO₂排出量の1%分は、スギの
木6本が1年間に吸収するCO₂の量に相当するため、「スギの木6本分のCO₂を削減する」ことを
スローガンに掲げている。

●木質バイオマス

本来、木材など植物系の生体のことを意味する。植物は環境中の代表的な温室効果ガスである
二酸化炭素を吸収し成長するため、それを石油・石炭などの化石燃料の代替エネルギー源として
使用すれば、飛躍的に二酸化炭素発生量を減らすことができる。木質バイオマスの燃焼による発
電や熱利用など、再生可能エネルギーとしての利用が全国各地で進んでいる。

西会津町地域まるごと省エネ計画
【西会津町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）】
令和3年3月

福島県西会津町